

### 2.3.10 その他

児童ポルノに対して素早い対応をとるための第一歩として、前述のとおり、von der Leyen 連邦家族相（当時）は自主規制という形での遮断の取り決めの必要性を強調していた。これを受けて2009年、1&1、ドイツテレコムなどのインターネット・サービス・プロバイダと連邦警察庁との間で自主協定の作成に向けた協定が結ばれた<sup>386</sup>。しかし、その後、議論は錯綜し、結果的に von der Leyen 氏の提案は実施には至っていない。このように青少年有害メディアの規制動向が不明確である現状は、多くのプロバイダにとってリスクとなりうる。あるプロバイダが自主的にまたは強制によって検閲を実施した場合、顧客がそれをよしとせずプロバイダとの契約を解消して検閲を実施していない他のプロバイダに乗り換えることは充分にありうるからである。プロバイダが恐れているのは、検閲の実施のやり方次第（例えば一定規模以上のプロバイダのみが検閲の実施を義務付けられるなど）では特定のプロバイダのみが顧客を失い、経済の不利益を被る可能性である。そのため、業界団体の eco では、「(全業者に一斉に適用される) 法による規制なくしてはウェブサイトの遮断はありえない」としている。

ブロッキングは現在実施されていないが、プロバイダ業界は依然として検閲の先例を作ること恐れている。1&1 のスポークスマン (Michael Frenzel 氏) は、「児童ポルノを禁止するにあたっての我々の関心ごとは、インターネット検閲のパンドラの箱を開けてしまうことになるかどうかである。」「児童ポルノに限らず、すべてが検閲の結果遮断されてしまうことになりはしないかと恐れている。」と述べている。

## 2.4 青少年のインターネット利用環境に関する民間機関の取組

### 2.4.1 青少年のリテラシー能力向上のための活動

チャットサービスを提供する事業者は、チャットサービスの安全性の確保について多大な努力義務を負っており、特に、プロバイダはフィルタリング・サービスの提供などの技術的プラットフォームを確保すること、また、警察と緊密に協力することが重要である。しかし、青少年が自らオンラインサービス上で遭遇する性犯罪などの危険性を自覚し、犯罪行為から逃れることができるようになるためには、児童・青少年・成年のインターネット利用者がインターネットに関する知識を十分に持ち、自らを保護することも重要である。以下では、青少年のリテラシー能力向上のための民間の取組を取り上げる。

---

にて

<sup>386</sup> <http://www.spiegel.de/spiegel/print/d-64628332.html>

## ■FSM

FSM ではドイツ児童社会奉仕団体 (Deutschland Kinderhilfswerk : MSN ドイツ) と協力して、先述した「ネットの中の安全なドイツ (Deutschland sicher im Netz)」の枠組みの下、メディア教育のための児童向けウェブサイト (www.internauten.de) を立ち上げている。このウェブサイト Internauten.de の対象は8~13歳の児童である。このウェブサイトでは、著名なインターネットの専門家の監修のもと、ゲームやインタラクティブなサービスを通じて、児童がインターネットを利用する際の機会やリスクについて学習できるようになっている。Internauten.de を利用する児童は、キャラクターのNina、Rio、Benと共に、インターネットの危険性を学び、スパム、コンピューターウイルス、ワーム、トロイの木馬、ダイアラーなどについて、さらにはチャットを行う際の注意事項について学習することができる。また広告、インターネット上の著作権保護や、正しく責任ある携帯電話の利用などについても学ぶことができる<sup>387</sup>。

## ■ProPK<sup>388</sup>

内務省の主催したシンポジウムを受けて、2003年、連邦全土に広がるワーキンググループ「児童と青少年に関するインターネットの危険性 (Gefahren des Internets für Kinder und Jugendliche)」が、警察プログラム (Programm polizeiliche Kriminalprävention der Länder und des Bundes : ProPK) とドイツ犯罪予防会議 (DeutschenForums für Kriminalprävention : DFK)、株式会社Kripo、そして州と連邦の協力の下で設置された。

このワーキンググループは「特定のグループに対する予防イニシアチブを設置し、保護者、教育者、教師、児童、青少年に潜在的な危険性について啓発し、安全なインターネット利用に対する意識の向上を促すこと」を目的に開催されたものである。また、同時期には内務相、文科相、青少年相会議 (Die Konferenzen der Innen-, Kultur-, und Jugendminister : IMK, KMK, und JMK) によって、様々なワーキンググループが設置された。これらは既に実施されている予防措置、青少年保護のための施策を統合するためのものである。

例えば、ドイツ教育サーバー (deutscher bildungsserver<sup>389</sup>) は情報提供者や専門家のための学校に関するポータルの中心的なプラットフォームとして IMK、KMK、JMK の代理機関として ProPK の協力のもと設置された。他にも、T-Online と ProPK の全体的な青少年メディア保護協力キャンペーンの枠組内で、メディアの専門知識を提供する保護者向けのポータルサイトが設置された。また、ProPK は Klicksafe.de と Schulen ans Netz との共同キャ

---

<sup>387</sup> Sabine Frank、2006年

<sup>388</sup> Harald Schaber、2006年

<sup>389</sup> <http://www.bildungsserver.de/start.html>

ンペーンの一環として、教師のための連邦教育プログラムも開始した。

さらに、政府とプロバイダとの共同作業も開始され、T-Online のウェブサイトでは、警察による犯罪予防情報を提供する、両親向け、保護者向けポータルが設置されている。そのコンテンツの一つとして、保護者向けの問題集 (Elternquiz) がある。ProPK の目的は、インタラクティブなフォーラムを通じて、これらのテーマに対する関心を喚起するものとなっている。

また、2004 年夏に ProPK はドイツ全土でインターネット上の児童ポルノ撲滅の啓発と感度向上のためのキャンペーンを開始した。このキャンペーンには、FSM や AOL、Arcor、T-Online、Microsoft Network なども参加している。このキャンペーンは、現状についての情報を提供し、重要な予防策と行動に関するヒントを提供している。さらに担当の州刑事局へのオンライン通報サービスも提供されている。

前述したとおり ProPK は、保護者にメディアに関する知識を持ってもらうために、2005 年初頭に「クリックの瞬間 Klicks-Momente<sup>390</sup>」というパンフレットを作成した。このパンフレットはメディアに関する重要な知識を提供するものである。また、未成年者のメディアの利用に関する基本的な質問を通じて、親子のメディア教育を手助けするものとなっている。

また、ProPK は、問題解決において暴力が使用されるビデオゲーム<sup>391</sup>は、青少年の問題解決志向に影響を与え、暴力的になる、短絡的な問題解決を試行する可能性があるとの問題意識から、2006 年、暴力ビデオに関する保護者と教師のための情報誌を発行するとともに、青少年教育プログラムの一環として Luka という基礎学校の生徒向けゲームを発表した<sup>392</sup>。専門家とメディア教育者を支援するために作成されたこのゲームは、暴力を避けることを青少年に教えることを目的としており、そこでは紛争を平和的に暴力なしで解決することが求められる。このゲームは、ドイツ国内で無料で配布され、インターネットでダウンロードすることも可能である。

他に州レベルでは、未成年者の年齢にあった発展を促すためにバーデン・ヴェルテンベルグ州刑事局は、インターネット上で期間限定のプログラムを実施した。2006 年にこのプログラムは ProPK によって連邦レベルの取り組みとすべく引き取られた。現在は、未成年者はこれらのインターネットや携帯電話のテーマに関する情報を [www.time4teen.de](http://www.time4teen.de) から手

---

<sup>390</sup>

[http://www.polizei-beratung.de/file\\_service/download/documents/Broschuere+-+Klicks-Momente+.pdf](http://www.polizei-beratung.de/file_service/download/documents/Broschuere+-+Klicks-Momente+.pdf)

<sup>391</sup> ここでは特に青少年有害メディアリストに記載されているゲームを指す。ちなみに Grand Auto Theft などがリストに記載されている。

<sup>392</sup> Harald Schaber、2006 年

に入れることができる。

その他メディア・リテラシー向上のためのプロジェクトのリストは以下のとおりである<sup>393</sup>。

- Medienprojekt Wuppertal - ドイツで最も大きな青少年ビデオプロジェクト
- talent-film.net - オンライン映画データバンク
- Jugendmediencamp - キャンプとメディア・ワークショップ
- Alster-Detektive - 探偵ゲームと犯罪小説のコンテスト

#### 2.4.2 ウェブサイト運営者に対するガイドライン策定等

州政府は、有害なメディアサービスを監視するための機関として青少年保護ネットを設立し、インターネット・プロバイダ側も 1997 年に FSM を設立した<sup>394</sup>。

FSM は 2005 年より青少年メディア保護委員会の認可を受けて、青少年保護のための自主規制を行っており、ウェブサイトの違法性などの判断について、同委員会は FSM の決定を追認することになっている。これは FSM がオンラインサービスに関する自主規制を長年行ってきたことが評価されたものである。FSM はサーチエンジン提供者による自主規制を管理しており、この自主規制には AOL ドイツ、Google、LYCOS ヨーロッパ、MSN ドイツ、t-info、T-Online、Yahoo ドイツが設立メンバーとして参加した。これらの企業と FSM の協力によって青少年保護に向けた一般的な行動憲章とサブ憲章が設けられ、参加企業は遵守が義務付けられている。行動憲章とは主に、青少年に有害なコンテンツを提供せず、コンテンツ提供者が違法なコンテンツを提供している場合には速やかにこれを変更・削除するように取り組むことである。この一環として、自主協定に参加するにはサーチエンジンとフィルタリングには連邦青少年有害メディア審査会が作成した BP j M-Modul の採用が義務付けられている<sup>395</sup>。

先述のとおり、FSM は加入企業のウェブサイトを監視し、不適切な内容があれば修正を提供者に要請することができる。その監視は 48 名の職員によって行われており、一般にウェブサイトの中身を目視により確認する。繰り返しになるが、FSM 傘下の事業者は、青少年メディア保護委員会または青少年保護ネットの監視対象外となる。また、青少年メディア保

<sup>393</sup>

<http://www.bundespruefstelle.de/bmfsfj/generator/bpjm/Jugendmedienschutz-Medienerziehung/mitmachen-kompetenz-erwerben>

<sup>394</sup> Sabine Frank、2006 年「Selbstregulierung im Internet: Maßnahmen der Freiwilligen Selbstkontrolle Multimedia-Diensteanbieter (FSM) zum Schutz von Kindern und Jugendlichen vor sexueller Gewalt」発表：連邦家族省主催 Fachtagung am 28./29. November 2006 in Berlinにて

<sup>395</sup> 自主協定参加の義務的要件となっている。

護委員会は FSM 参加企業のウェブサイトについて通報などがあつた場合には独自に判断せず、FSM に情報を提供することになっている。FSM は通報を受けた場合、または FSM が独自に発見した場合には、その違法性を判断し、違法と判断したウェブサイトに関しては、事業者には修正を要請する。当該事業者がこれを拒否した場合、定期的開催される外部専門家による委員会<sup>396</sup>が違法性を協議する。ここで違法と判断され、通告があつてもなお事業者による自主的な是正が見られない場合には、その事業者には罰金が課される。ただし、罰金が課された例は今まで一つもない。

また、青少年メディア保護委員会が、FSM 加盟の事業者のウェブサイトなどの違法性を指摘し、それが FSM によって違法ではないと判断され、しかし、さらに青少年メディア保護委員会が違法であると判断した場合には両者による審議となるが、そういった事例は未だ発生していない<sup>397</sup>。

FSM は eco と共同で、ホットライン (www.internet-beschwerdestelle.de) を運営している<sup>398</sup>。FSM が WWW などのウェブサイト、eco はスパムメールやニュースグループの監視を担当している。eco による是正手続きも FSM とほぼ同様である。FSM と eco は通報システムを共同で管理しているが、FSM の担当する案件に関して eco に通報が行つた場合や、その逆の場合などもあり、常に情報交換をすることになっている。また海外のウェブサイトについては、国際組織 INHOPE に報告し、速やかに内容の変更を要請することとなっている。

サイトの監視は専門家が行うが、彼らは常にこの任務に就いている訳ではなく、他の職員と交代で業務に当たっている。そのため、各自の判断に差がでないように、FSM は判断規格「Prüfgrundsätze」を作成し、職員はそれに則つた判断を行うことになっている。判断規格は定期的に改定され、最新版は 2011 年 1 月に発行される予定である<sup>399</sup>。

#### 「携帯電話における青少年保護のためのドイツ携帯事業者による行動憲章<sup>400</sup>」

「携帯電話における青少年保護のためのドイツ携帯事業者による行動憲章 (Verhaltenskodex der Mobilfunkanbieter in Deutschland zum Jugendschutz im Mobilfunk)」は、全ての携帯電話事業者に共通の規格を提供する。これら規格の対象は、携帯電話によるチャット、ビデオやゲームのダウンロードなども含むものである。携帯電話事業者の代表として、debitel、E-Plus、mobilcom、O2 Germany、Phone House Telecom、Talkline、T-Mobile Deutschland、Vodafone D2 が 2005 年夏に行動憲章に参加することを表明した。同時に、適切な技術発展のために定期的に進捗状況を報告することとなつてい

<sup>396</sup> 委員会は 30 名からなり、10 名ずつの小委員会に分けられる。3 つのグループはそれぞれ法律、教育、その他 (教会関係者などが参加) となっている。

<sup>397</sup> FSM Drechsler 氏とのインタビューより。

<sup>398</sup> 詳細は「2.4.3 インターネット上の情報の分類 (レイティング、ソーニングなど)」に記載。

<sup>399</sup> FSM Drechsler 氏とのインタビューより。

<sup>400</sup> Valentina Daiber、2006 年、「Jugendschutz im Mobilfunk aus Sicht der Mobilfunkbranche: Der Verhaltenskodex」発表: 連邦家族省主催 Fachtagung am 28./29. November 2006 in Berlin にて。

る。

青少年メディア保護委員会は、先述のとおり、中央当局としてこの行動憲章を歓迎する旨を表明した。なお、Vodafone、T-Mobile、The Phonehouse と 02 は、2005 年 7 月に FSM に参加した。これによって業界の規制活動は FSM の監督の下で行われることになった。

### 2.4.3 インターネット上の情報の分類（レイティング、ソーニングなど）

#### ■FSM

先述のとおり、ドイツにおけるインターネット上の青少年保護は、2003 年に締結された青少年メディア保護州際協定とともに強化された。2005 年 11 月から FSM は、青少年メディア保護委員会からインターネットに関して自主規制を行う中心的な機関として指定されたことは既述のとおりである。

加えて 2005 年からは、FSM の下にサーチエンジン提供会社の自主協定が設置された。参加企業は AOL ドイツ、Google ([www.google.de](http://www.google.de))、LYCOS ヨーロッパ、MSN ドイツと MSN サーチ、t-info、T-Online、YAHOO ドイツなどである。これらサーチエンジン提供会社と協力して FSM は行動規範を策定し、参加企業はそれに従うことが義務付けられている。サーチエンジンの自主行動規範の基礎的な部分は、連邦青少年有害メディア審査会が作成した BP j M-Modul と呼ばれる規格によっている。これにより、青少年有害メディア審査会が作成する青少年有害メディアリストに記載された URL は、検索エンジンの結果に表示されなくなる。

2004 年に FSM と eco は、ホットライン ([www.internet-beschwerdestelle.de](http://www.internet-beschwerdestelle.de)) を開設したため、個人はウェブサイトのコンテンツに関する通報を行えるようになった。インターネット上にある児童ポルノに関してホットラインが通報を受け取ると、FSM と eco がコンテンツ提供者に内容の変更の要請を行う。また、提供先が海外である場合には国際機関である INHOPE に通報する。こうした様々な機関との緊密な協力によって、速やかに違法な内容へのアクセスを妨害し、違法なデータを削除することが可能となる。

このホットラインは EU からの助成も受けている。ホットラインはオンラインコンテンツについてのすべての通報を受け付けているが、前述のとおり、FSM は WWW を、eco はスパムやニュースグループを担当している。どちらも基本的には、それぞれに参加する企業の提供するコンテンツに関しての監視の義務を負っており、これらに参加していない企業によるものは、青少年メディア保護委員会に送られる。

FSM には 48 の企業が参加しており、多くの企業は独自のコンテンツを提供しており、これらはポータルサイトやニュースやゲームであったりする。FSM はこれらのコンテンツについてすべて監視しているわけではなく、多くの場合一定の優先基準を設けて、特定のコン